

別表3

水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値	検査回数
目01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1
目02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	1
目03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	1
目04	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1
目05	トルエン	0.4mg/L以下	1
目06	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1
目07	亜塩素酸	0.6mg/L以下	
目08	二酸化塩素	0.6mg/L以下	
目09	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	1
目10	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	1
目11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	※1 1
目12	残留塩素	1mg/L以下	1
目13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上、100mg/L以下	1
目14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	1
目15	遊離炭酸	20mg/L以下	1
目16	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1
目17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	1
目18	有機物等(過マンガンカリウム消費量)	3mg/L以下	1
目19	臭気強度(TON)	3以下	1
目20	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	1
目21	濁度	1度以下	1
目22	pH値	7.5程度	1
目23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1
目24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)	1
目25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1
目26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	1

水質管理目標設定項目は、角館浄水場、生保内浄水場から配水されている水を検査します。

※1 水源付近で農薬類の使用がある、角館浄水場、釣田、西長野施設で使用時期にあわせて検査をします。

クリプトスポリジウム対策

番号	項目	検査回数
1	大腸菌	※2 11
2	嫌気性芽胞菌	※2 12

※2 原水が地下水であり、過去の検査結果からも検出されていない釣田、西長野水道施設を除く施設で、検査をします。

ネオニコチノイド系農薬

番号	項目	検査回数
1	アセタミプリド	1
2	イミダクロプリド	1
3	クロチアニジン	1
4	ジノテフラン	1
5	チアクロプリド	1
6	チアメキサム	1
7	ニテンピラム	1

角館浄水場、生保内浄水場、西明寺低区浄水場で検査をします。

秋田県水道水質管理計画

番号	項目	検査回数
1	アンモニア態窒素	1
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	1
3	紫外吸光度	1
4	浮遊物質(SS)	1
5	トリハロメタン生成能	1
6	侵食性遊離炭酸	1
7	クリプトスポリジウム	1
8	ジアルジア	1

秋田県の水質管理計画の水質監視地点である、桧木内川を水源としている角館上水道で検査をします。